

【利用者様用】



重要事項説明書

(入所サービス)



医療法人晴生会

介護老人保健施設 葵の園・霞ヶ浦

重要事項説明書

あなたに対する介護老人保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成11年3月31日厚生省令第40号（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

(1) 事業者の名称等

- ・事業者：医療法人 晴生会
- ・代表者氏名：理事長 新谷 正子
- ・所在地：茨城県鹿嶋市宮中 1995-24
- ・電話番号：0299-82-7911
- ・法人設立：1982年6月1日

(2) 事業所の名称等

- ・施設名：医療法人 晴生会 介護老人保健施設葵の園・霞ヶ浦
- ・管理者名：松井 良樹
- ・所在地：茨城県かすみがうら市下稲吉 1136 番地 40
- ・電話番号：0299-59-0505
- ・FAX 番号：0299-59-0008
- ・開設年月日：平成 27 年 2 月 2 日
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0853080026 号)

(3) 施設であわせて実施する事業

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション：定員 40 名
- ② (介護予防) 短期入所療養介護：空床利用

(4) 事業の目的及び運営方針

① 目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とします。

② 運営方針

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとします。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとします。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めるとともに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(5) 定員

100名（短期入所療養介護含む。）

- ① 一般棟：60名（個室2室、2人部屋1室、4人部屋14室）
- ② 認知棟：40名（個室4室、4人部屋9室）

(6) 施設の職員体制

	施設常勤	夜間	業務内容
医師	1以上		医学的管理
事務長	1以上		施設の管理運営指導
療法士	1以上		リハビリテーション指導
介護支援専門員	1以上		ケアプラン作成
看護職員	3対1以上	1以上	看護全般
介護職員	看護 2/7 程度 介護 5/7 程度	3以上	介護全般
管理栄養士又は栄養士	1以上		栄養管理業務
支援相談員	1以上		相談全般
事務職員	2以上		事務
その他	1以上		掃除 運転

2. サービス内容等

(1) 介護保険サービス

① 施設サービス計画の立案

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

② 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

利用者の状態が急変した等で施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、協力病院と連携して対応いたします。

③ 介護（退所時の支援も行います。）

施設サービス計画に基づき、食事・排泄・入浴・口腔ケアを標準的なサービスとして実施します。

④ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑤ 入浴

週に最低2回。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(2) 介護保険外サービス

① 食事

朝食 7時45分～8時15分

昼食 11時45分～12時15分

夕食 17時45分～18時15分

入所者の病状等に応じて、主治医より入所者に対し疾患治療の直接手段として発行し

た食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める者等に示された療養食が提示された場合は、療養食の献立表を作成して提供します。

*食事は原則として食堂(ホール)でおとりいただきます。

② 理容

月1回、理容サービスを実施します。

③ 相談援助サービス

④ その他のサービス

各種サービスの提供について、必要に応じて、利用者様及びご家族様に対し、解説・説明を行うものとします。当施設での対応が困難な状態、又は専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

⑤ 行政手続代行

(3) 従業者の禁止行為

施設従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

③ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

3. 利用料金等

(1) 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び負担限度額によって利用料が異なります。利用料金は、各サービスの単位数に霞ヶ浦市地域区分単価（1単位＝10.00円）を乗じて得た額となります。詳細は、別紙1のとおりです。

負担限度額要件

第1段階	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方
第2段階	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方（単身者：預貯金650万以下）
第3段階①	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万以下（単身者：預貯金550万以下）
第3段階②	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万超（単身者：預貯金500万以下）
第4段階	上記以外の方

(2) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行します。お支払いいただきますと領収書を発行致します。（なお領収書は再発行できません。）

お支払い方法は原則銀行引落（引落手数料は施設負担）でお願い致します。引落日は毎月20日若しくは27日（金融機関により異なります。土日祝日の場合は翌営業日）とします。なお、残高不足等により引落できなかった場合には、銀行振込（振込手数料は利用者負担）でお願い致します。銀行振込（振込手数料は利用者負担）の場合はその月の20日までにお支払いください。

4. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、

- ① 切迫性：利用者本人並びに他の利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
- ② 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
- ③ 一時性：身体拘束は一時的なものである場合

この3つの要件を全て満たしている場合は、施設医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その場合は、ご家族に連絡し、同意を頂きます。

5. 衛生管理

(1) 全般

利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

(2) 感染症予防

感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、厨房内にあつては、委託給食業者と連携し、勤務する職員や厨房内各機材の衛生管理を適切に行います。

6. 褥瘡対策等

当施設は、利用者様に対し良質なサービスを提供する取り組みの1つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備いたします。

7. 個人情報保護

介護老人保健施設葵の園・霞ヶ浦では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めておりますのでご了承ください。

(1) 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

① 介護老人保健施設内部での利用目的

- ・当施設が利用者等に提供するサービス
- ・介護保険事務
- ・利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

② 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供するサービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明

- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

① 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

② 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

8. 協力病院等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

- | | | | |
|---|-----------|-----------|--------------------|
| 一 | 協力病院名 | 医療法人社団桜水会 | 筑波病院 |
| | | 診療科目 | 内科、外科、リハビリテーション科、他 |
| | | 所在地 | 茨城県つくば市大角豆 1761 |
| 二 | 協力病院名 | 医療法人社団青洲会 | 神立病院 |
| | | 診療科目 | 内科、外科、リハビリテーション科、他 |
| | | 所在地 | 茨城県土浦市神立中央 5-11-2 |
| 三 | 協力歯科医療機関名 | 医療法人社団朋友 | 西川歯科 |
| | | 所在地 | 茨城県つくば市大角豆 1698 |

9. 非常災害対策

別に定める「消防防災計画書」に基づき対応を行います。設備・訓練については次の通りです。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常警報設備、非常通報装置等
- ・防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定）

10. 事故発生時の対応

当施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族（代理人）等に連絡を行うとともに、必要な措置を行いません。また、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

11. 緊急時の連絡先

利用者の状態が急変した等の緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

1 2. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、負担限度額認定証を確認させていただきます。
- (2) 入所に当たっては、別途ご案内の「入所の時持参するもの」を参考に必要な物の準備をお願いします。貴重品及び金銭の持ち込みはご遠慮ください。危険物・火気・ペット等の持ち込みは禁止とさせていただきます。
- (3) 面会時間は、原則9：00～17：00までとさせていただきます。
感染症等が流行している場合は、面会を制限させていただく事がありますのでご了承ください。
面会される場合は面会時間を遵守し、事務所受付に申し出てください。
- (4) 外出・外泊をされる場合は、前日までに職員に申し出てください。
- (5) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。
- (6) 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、当施設入所後は、飲酒及び喫煙は禁止とさせていただきます。

1 3. 退所時の情報提供

当施設を退所後に利用する医療機関、介護保険事業者等との情報連携の為、必要な情報を提供させていただき、算定要件を満たした際には以下の加算を算定させていただきます。

退所時情報提供加算（Ⅰ）

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、入所者の退所後の主治の医師に対して入所者の同意を得て、入所者の診療状況、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定します。(500単位)

入所者が退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様となります。

退所時情報提供加算（Ⅱ）

医療機関に入院する場合、当該医療機関に対し、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、紹介を行った場合。(250単位)

退所時情報提供加算は次の場合には算定しません。

- a) 退所して他の介護老人保健施設へ入所する場合
- b) 死亡退所の場合

退所時栄養情報連携加算

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者、低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際、入所者の同意を得て退所先へ栄養管理に関する情報を提供した場合。退所先が居宅の場合は主治医の病院、診療所並びにケアマネージャーに提供時。医療機関、介護施設の場合は当該施設に提供した場合に算定する。(70単位)

1 4. 要望及び苦情等の相談

(1) 当施設は、提供した介護老人保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。提供したサービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書等の物件提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

対応は、別紙 2 により行います。

責任者、担当者は下記のとおりです。

苦情解決責任者 事務長 鈴木 篤志

苦情受付担当者 相談員 矢口 清美

介護老人保健施設 葵の園・霞ヶ浦 TEL 0299-59-0505

(2) 行政機関・その他の苦情受付機関

機 関 名	所在地 TEL FAX
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課・苦情相談室	茨城県水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階 TEL 029-301-1565 FAX 029-301-1579
かすみがうら市健康長寿課	茨城県かすみがうら市上土田 461 TEL 0299-59-2111 FAX 0299-59-2130
石岡市 高齢福祉課	〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1 TEL 0299-23-1111
土浦市 高齢福祉課	〒300-8686 茨城県土浦市大和町 9 番 1 号 TEL 029-826-1111
小美玉市 介護福祉課	〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 TEL 0299-48-1111

私は、介護老人保健施設葵の園・霞ヶ浦の施設サービスを利用するにあたり、本書面に基づいて担当職員から重要事項の説明を受け、これらの内容に関して十分に理解した上で同意します。

同意日 令和 年 月 日

説明者 _____ ⑩

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

<代理人（後見人）>

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩ （続柄 _____）